

博士学位申請論文
概要書

豊前火力反対運動の環境概念について
——場所における自然の重層性に関する研究——

田中 裕

本論文の目次

本論文の構成は以下の通りである。

序章 分析対象としての環境

0-1 はじめに

0-2 問題の所在

0-2-1 住民運動研究の焦点

0-2-2 争点としての環境

0-2-3 豊前火力反対運動と環境

0-2-4 場所と自然

0-3 本論文の課題

0-4 論文構成

第1章 環境社会学とその環境——自然の境界——

1-1 本章の目的

1-2 環境の定義

1-3 環境社会学とその環境

1-3-1 被害構造論とその環境

1-3-2 受益圏・受苦圏論とその環境

1-3-3 生活環境論とその環境

1-3-4 自然の位置付け

1-4 自然と空間

1-5 自然の境界線

第2章 身体的感覚と自然の実在性 ——環境の空間論的分析に向けて——

2-1 本章の目的

2-1-1 空間と身体

2-2 支配と領有

2-3 感覚と空間

2-3-1 対象の実在性

2-3-2 特性の発見

2-3-3 領野と秩序

2-3-4 焦点としての重層性

2-4 環境の空間論的分析

第3章 対象と方法

3-1 分析対象

3-2 豊前火力反対運動の背景

3-2-1 空間の表象としての国土開発計画

3-2-2 周防灘開発計画

3-3 方法と知見

3-3-1 分析の方法

3-3-2 期待される知見

第4章 公害反対の社会運動 ——自然の位置と「暗闇の思想」——

4-1 本章の目的

4-2 2つの公害反対運動

4-2-1 2つの自然

4-2-1-1 中津市の反対運動

4-2-1-2 豊前市の反対運動

4-2-2 子供と反公害

4-2-3 自然の位置

- 4-3 線引きとの闘い
 - 4-3-1 九州電力の論理
 - 4-3-2 運動の分裂
- 4-4 軌跡としての暗闇の思想
 - 4-4-1 思想の形成
 - 4-4-2 自然の境界線
- 第5章 松下竜一の空間的感覚 ——『豆腐屋の四季』と場所、「棲むこと」——
 - 5-1 反対運動の地平
 - 5-1-1 地平としての松下竜一
 - 5-1-2 「棲む」という感覚
 - 5-2 地平への接近
 - 5-2-1 『豆腐屋の四季』の世界
 - 5-2-2 短歌の形式
 - 5-2-3 短歌と作歌
 - 5-3 日常の静寂と主体としての自然
 - 5-3-1 豆腐屋の夜
 - 5-3-2 日常の静寂
 - 5-3-3 自然との出会い
 - 5-3-3-1 別様の世界
 - 5-3-3-2 生き物へのまなざし
 - 5-4 松下の空間的感覚
 - 5-4-1 「住むこと」と「棲むこと」
 - 5-4-2 場所への感覚
 - 5-4-3 場所の多義性
 - 5-5 場所と領有
 - 5-5-1 場所の優位性
 - 5-5-2 場所の多義性と日常生活
 - 5-6 豊前火力反対運動の地平
- 第6章 場所における境界的感覚 ——石牟礼道子と松下竜一における感覚の異同——
 - 6-1 本章の目的
 - 6-2 比較と対象
 - 6-2-1 石牟礼道子と空間の感覚
 - 6-2-2 石牟礼へのアプローチ
 - 6-2-3 テーマとしての近代と非近代
 - 6-3 境界の感覚
 - 6-3-1 韻律の世界
 - 6-3-2 境界の美学
 - 6-3-3 抑圧された韻律
 - 6-4 2つの空間的感覚
 - 6-4-1 疑いの眼とその異同
 - 6-4-2 場所と私性
 - 6-5 小括
- 第7章 環境権の社会運動 ——場所の地層と自然の実在性——
 - 7-1 本章の目的
 - 7-2 法廷と環境権
 - 7-2-1 環境権訴訟まで
 - 7-2-2 環境権訴訟へ
 - 7-2-3 自然の層とその連関

- 7-2-4 豊前火力反対運動と環境権
- 7-3 反火力ネットワークと環境権
 - 7-3-1 草稿と環境権
 - 7-3-2 反火力と身体的感覚
 - 7-3-3 すずめる会と支援
- 7-4 環境権裁判
 - 7-4-1 生きられる空間と住民
 - 7-4-1-1 住民にとっての基準
 - 7-4-1-2 海岸についての証言
 - 7-4-1-3 住民の空間
 - 7-4-2 「住むこと」と自然の实在性
 - 7-4-3 「棲むこと」と自然の实在性
 - 7-4-4 「人民法廷」と地裁判決
- 7-5 環境の地平と地層

終章 場所と環境

- 8-1 反対運動と環境
 - 8-1-1 前期の反対運動
 - 8-1-2 自然の实在性
 - 8-1-3 複数の自然
- 8-2 重層的な環境
- 8-3 環境の社会学の課題
- 8-4 おわりに

参考文献
史料編

本論文の概要

次に各章の概要を以下に述べる。

序章 分析対象としての環境

人間ないし人間社会と自然との関係を環境と理解するならば、社会学は古くから、さまざまなかたちで環境についての考察に取り組んできた。しかし、人間ないし人間社会と自然との関係が主たるテーマとして専門的に分析されるようになったのは、やはり「環境社会学」という領域が登場してからである。1970年代、環境を専門的に分析する環境社会学の創設が北米で提案され、環境と社会のインタラクションを社会学の主題として扱うべきだと主張された。伝統的な社会学では集団やコミュニティ、慣習、文化、アイデンティティが主な研究対象とされてきた。しかしながら、社会は自然から切り離されてもなお成り立つものではない。草創期の環境社会学による問題提起は、厳しい自然災害をきっかけとして自然とどのように向き合うかが盛んに語られる現代において、重要度を増している。

社会学において環境に関する社会運動の研究成果は蓄積されてきた。しかしながら、ある歴史的な運動は学術的な分析対象とならず、そのために今もなお十分に評価されないまま放置されてきた。その社会運動とは、豊前火力反対運動である。豊前火力反対運動は1970年代に火力発電所の建設計画に抵抗した運動である。環境権を建設反対の根拠として裁判を展開した。豊前火力反対運動は数ある歴史的な社会運動の中でも比較的認知されてきた運動の1つだと思えることができるものの、管見の限り、豊前火力反対運動を学術的な手続きと方法で分析した例は認められない。多くの人々に知られて

きたにもかかわらず、豊前火力反対運動は基本的にはその名前や一部の発言に言及されるにとどまっております。学術的研究における重要なケースとして正面から分析されていない。

しかし、立教大学共生社会研究センター所蔵の未整理史料群での調査から得られた新史料を読み進めていくと、豊前火力反対運動が同時代の他の運動と全く異なる特徴を持つことが分かった。それだけでなく、新史料をとおして接近していくとき、豊前火力反対運動で提起された環境概念が従来の環境社会学の問題性を浮き彫りにする可能性を十分に保持していることが見えてきた。豊前火力反対運動の環境概念は他の運動にはない画期的な視座を含んでいたと見られるのである。豊前火力反対運動は火力発電所の建設に反対するいわゆる公害反対運動であったものの、その主張は環境権の提起に重きが置かれた。もちろん同時代には、環境権を主張した社会運動が存在した。だが、それほどに住民にとっての環境に特化して語った運動は、著者のみどころ他に認められない。この豊前火力反対運動を新史料から読み解いていくとき、そして空間を切り口とするとき、運動で語られた環境概念が公害という視点に還元されえないほどに豊かな内実を備えていることが見えてくる。

また、空間論を切り口とするとき、豊前火力反対運動における自然の位置付けおよび環境理解は、これまでの環境社会学で保持されてきた枠組みとは異なることが見えてくる。その自然は必ずしも人々にとって資源や素材ではない。豊前火力反対運動は渡り鳥に主体性をも認めうる見方を保持しつつも、大気汚染や海水汚濁のように素材や資源としての自然の破壊をも批判的とした。自然は一方で主体として他方で客体として語られていたと思われる。そのように対立するような自然の捉え方はいかなる感覚や論理の上に成り立っていたのか。その自然と人間とはいかなる関係を取り結んでいると考えられていたのか。豊前火力反対運動の環境概念はこれまでに環境社会学で保持されてきた概念よりも幅広い射程を備えていることが予想される。

本論文の課題は、豊前火力反対運動の環境概念はどのような存在や関係を指していたのかについての解明である。なぜ公害ではなく環境が問題なのか。反対運動で思い描かれた環境の中身を多面的かつ詳細に分析することで、他の概念ではなく環境概念でなければ語ることができなかった事柄を明らかにしたい。環境について積極的に語った理由や内容を運動の経緯や状況だけではなく人々の感性や思考についての分析から説明する。既に見たように場所に注目してその空間を分析方法とするとき、反対運動が資源や素材という自然理解に還元されない見方を持っていた可能性が浮上する。モノではない自然との関係が環境として捉えられていたと見られるのである。本論文の課題は反対運動の詳細な考察による環境概念の解明である。

本論文は豊前火力反対運動の環境概念を分析する。本論文は序章と終章を含む計9章で構成されている。

第1章は環境社会学の研究についての整理である。焦点はこれまでの環境社会学において自然がどのように位置づけられてきたかである。環境社会学は実証主義的な性格を持った社会学であり、個々の研究において社会と自然との関係についてはいつくかの異同が認められる。環境社会学における代表的な研究を題材として、それらの議論が社会と自然との関係をどのように理解しているかを確認する。

第2章は、本論文における分析道具の準備として空間論を理論的観点から整理する。アンリ・ルフェーブルの理論を起点として、近年の哲学的議論に参照しつつ、感性的知覚という観点から空間概念について検討する。

第3章では、本論文の分析資料の位置づけおよび分析の対象と方法を述べることとする。

第4章から第7章は経験的分析である。第4章は、豊前火力反対運動の始まりから運動のリーダーである松下竜一が「暗闇の思想」を発表するまでの時期を考察している。これは公害予防の社会運動が、組織的な信条や動員の大小ではなく個々人の記憶や体験を軸とする運動へと変化していった過程である。

第5章および第6章は、松下の感覚についての分析である。反対運動がどのような見方や考え方の上に展開されていたのかを明らかにすることを目的としている。松下が独特の時間・空間的思考を持ち合わせていたことを論じている。第5章では松下のデビュー作『豆腐屋の四季』を軸として場所と感動の関係について、第6章では石牟礼道子との比較をとおして場所と境界の感覚について論じる。

第7章では、豊前火力反対運動の変容と環境権の裁判について考察している。大所帯の組織であった反対運動の終息後、松下を中心とする少数の住民は運動を継続した。その際に他の反火力運動と協力や支援の体制を築くことで、運動の方向性を修正した。豊前火力反対運動が地域越境的な社会運動であり、それらのネットワークをとおして環境における他者へのまなざしが強化されていったことも考察する。また反対運動は法廷で、人々の生活史や動植物の存在や働きが環境を構成するものとして語られたこと、そしてそれが海と海岸における様々な時間と空間が編成として理解されていたことを明らかにする。

終章では、豊前火力反対運動で示された自然の重層性について整理した上で、その環境概念の構成について考察する。環境社会学と近年の環境論にとっての反対運動の環境概念が持つ意義についても論じることとする。また、本論文の課題についても述べる。

第1章 環境社会学とその環境——自然の境界——

本章では、日本の環境社会学が環境をどのように論じてきたかを確認する。代表的な1つの立場を軸に環境社会学の先行研究について考察する。本章の目的は、社会と自然の境界と緊張に注目しつつ、日本の環境社会学がどのように社会と自然との関係を論じてきたかを確認することである。最初に環境という言葉について確認した後、環境の概念を改めて定義する。その上で各研究の特徴とそれぞれの自然の位置付けを見ていく。最後に、環境社会学の自然概念の傾向と限界を指摘した上で、本論文にける環境分析の切り口を近年の環境研究に参照しつつ論じる。

1つ目の代表的議論は被害構造論である。これは日本の環境社会学の先駆者の1人である飯島伸子によって生み出された。その特徴は公害における加害と被害のメカニズムの解明である。この方法論は最初にこの被害構造論について確認する。

飯島は1970年代に公害病を調査した際、薬害による身体的な障害が家族内や地域内における人間関係の悪化を招くことを明らかにした。被害構造論の基軸は人間の身体である。被害構造論において身体は自然科学的であるとともに社会科学である。その分析において、身体の被害は「身体障害」ないし「身体上の損害」という医学的観点によって測られ、判断される。そして医学的に異常と見なされた身体が地域の差別などの社会的な被害を引き起こすと飯島は説明したのである。この分析の起点において身体は化学物質に汚染されて機能不全に陥っている。身体がそのような状態となったことを契機として経済や社交における損害を生み出すとされる。そのように身体を自然と社会の二重性を帯びたものとして捉え、飯島は自然科学では論じにくい被害の社会的側面にアプローチし得た。

この被害構造論で注目したいのは、基本的に自然が自然科学的な対象として位置づけられている点である。被害構造論は基本的にその自然を直接の考察対象としない。その代わりに、自然科学による自然の分析結果を受け入れる。つまり自然とは大気や海水という物質的な対象であり、自然科学の尺度において有害物質の濃度が観測される量的な対象である。そのように被害構造論における自然は、自然科学が観察する対象として見なされている。したがって被害構造論の分析対象は、自然科学的な自然の異常を契機として発生する社会的影響である。そこで環境は身体を軸としてそのような自然科学の対象の自然によって構成されている。被害構造論は自然科学的で量的な自然に依拠することでその社会的影響を分析する。

2つ目は受益圏・受苦圏論である。この議論では新幹線の運行によって不平等が生み出されることが明らかにされる。一方で、新幹線は高速鉄道として停車駅を中心に駅前の商店や駅の利用者、不動産の所有者に利益を生み出す。他方、走行による騒音や振動は沿線近くに住む人々にとって苦痛や損害である。新幹線の運動による受益と受苦は同時に生み出されており、それらが駅周辺と線路沿いに地理的な不平等を成している。受益圏・受苦圏論は公共事業におけるこの地理的な不平等を明らかとするとともに、新幹線に由来する公害を誰もが納得できるように解決することの困難さを指摘した。被害構造論が加害と被害のコントラストを基調とするのに対して、受益圏・受苦圏論は受益と受苦のジレンマと地理的なコントラストを争点とする。

この受益圏・受苦圏論において自然は量的に測られうる対象である。新幹線の騒音や振動という現象が自然科学的に計測され、特定されうるという意味で、自然は自然科学的方法において対象化されている。つまり受苦という観点で自然は被害構造論と同様の性格を持った対象である。しかし、受益圏・受苦圏論が同じ地域内に利益を享受する人々の存在を指摘するとき、自然は別の尺度においても扱われることとなる。自然は自然科学的だけではなく経済学的な対象となる。つまり自然は基本的に自然科学によって対象化されているものの、その汚染や破壊が経済的な利害との関連においても対象化される。

受益圏・受苦圏論における自然の質性は自然科学や経済学の量的基準によって対象化された自然が政治的な課題として位置づけられたことに由来していると考えられる。つまり、あくまでも自然を捉える基準は量的である。自然は基本的に資源や素材であり、人間による適切なコントロールが課題とされる。ここまでに確認してきた日本の環境社会学の手法は基本的に自然を量的な観点から理解し、その社会的影響を分析する。

3つ目は生活環境主義である。生活環境主義では住民の生活のシステムに焦点が合わされる。研究者は聞き取りや史料の調査をとおして地域社会で蓄積されてきた人々の経験や知識を調査する。例えば、「里山」などの地で家庭の排水や川の藻を田畑の肥料に利用されてきたコミュニティの記憶や経験が分析対象となる。生活環境主義はそのような分析によって地域の集合的な環境を浮かび上がらせ、個々人の利害を超えた視点から環境問題の解決を目指すとされる。生活環境主義において自然はどのように位置づけられているのか。

この生活環境主義において自然は、特定の地域の生活へと包摂される限りで有意味と見なされる。この包摂とは、自然が人々の生活において資源や素材として利用可能な対象というだけでなく、人々にとって何らかの意味を持つ対象ということも指す。生活環境主義は自然を人々の生活における利活用の対象であると同時にその生活と結びつくかたちで多様な意味を持つものと見なす。生活環境主義にお

ける自然は意味という量的な基準には還元しえない質的な対象としても捉えられている。生活環境主義は河川や湖沼、山、そしてそこに棲む動植物を地域の人々がどのような対象として理解してきたか、人々の生活にとっての意味を重要な論点と見なすのである。そのような意味で、生活環境主義は自然科学の量的な観点よりも社会科学の質的な観点から自然について捉えるという特徴を持っている。

しかしながら、地域という枠組みを取り外してもなお意味を持つ人間と自然の関係は存在すると考えられる。本論文の分析対象である豊前火力反対運動ではリーダーの松下竜一が渡り鳥とその戸惑いについて語った。その語りは、誰かの代弁となるような代表的意見でもなく、地域の歴史に関するような語りでもなかったと考えられる。そのように地域性や代表性が認められなくとも、松下が語る環境は環境の1つであることは否定できない。むしろそのような地域越境的で個人的な環境の視座は、集合的な環境の枠組みと異なるがゆえに、環境を多面的に捉える際の鍵となりうる。このような環境概念はここまで確認してきた3つの議論の枠組みでは十分に扱うことは難しい。

日本の環境社会学の代表的な研究を検討したことにより、各議論の到達点と限界が明らかになるとともに、環境の多面的な分析方法の設定が本論文の課題として見えてきた。そこで第1章では北米の環境社会学および近年の環境論を参照するかたちで本論文における分析方法について検討した。

近年の環境論では資本主義が特定の自然を作り出すプロセスであり、それによって自然の一部としての人々もまた変化してきたという環境の物語が分析の対象とされる。この議論において参照されていたのは古典的な空間論であった。空間論に参照しつつ主張されたのは、環境が人間や自然によって占められ、生産されるだけでなく多様なアクターとその関係と作用し合うという動的な性格を持つということである。この議論が示唆しているのは、環境は常に同じ空間として編制されているわけではないということである。ヒトという種にとっての地球は多様な生命の揺りかごとと言える。それに対して、資本主義にとっての地球は格安な資源の産出地と見なすことができる。空間への着目は自然と人間の差異と両者の関係性を捉える切り口となっている。すなわち、空間を切り口とするならば、惑星としての地球が常に1つの球状の天体のように思われたとしても、その球体を構成する自然と社会との関係は多様であり、それらの動的な組み合わせとして編制されている姿が見えてくる。

このように空間という切り口から自然へとアプローチするならば、単一で固定的ではない環境の姿が立ち現れてくる。問題は自然の様相へとアプローチする角度である。この先へと議論を進めていくためには、人文社会科学の諸領域で展開されてきた空間論の先行研究の整理に取り組むことが求められるだろう。人間および自然について分析、説明を目的とした空間論の検討である。これは人間中心主義への批判や自然中心主義への移行、あるいは両者の克服を目的としていない。問題は自然の多様なあり方へと接近することである。このアプローチのための空間論の検討を第2章の課題とする。

第2章 身体的感覚と自然の実在性——環境の空間論的分析に向けて——

本章の目的は、環境概念を分析する枠組みとして空間概念を設定することである。

これまで社会学では、エミール・デュルケムが空間を集合意識におけるカテゴリーの1つとして挙げ、ゲオルグ・ジンメルが空間をゲゼルシャフト化における形式の1つとして取り扱った。その後も、空間は都市社会学をはじめ、いくつかの社会学理論においてもしばしば論じられてきた。それらの社会学的研究の中でもアンリ・ルフェーブの理論が20世紀後半以降の空間論に与えた影響は大きい。とりわけ都市をメインフィールドとする研究者たちがルフェーブの空間論との格闘をとおして都市の形

成と変容を考察してきた。ルフェーブルは空間の諸層とそれらの結びつきは身体の諸感覚の秩序において読み解くことが可能だと主張する。本論文の焦点は人間と自然との関係である。ルフェーブルが指摘するように身体における秩序から空間のあり方へとアプローチすることが可能だとしても、それはあくまで環境の分析のための枠組みを構成するものでなければならない。そこで以下では身体と空間との関係を考察するにあたり、ルフェーブルが自身の空間論において身体と自然との関係について論じた箇所を最初に確認する。その上で、哲学における近年の議論にも参照するかたちで身体と空間の関係についての考察を進めていく。

ルフェーブルは自身の空間論で人間と自然との関係について支配と領有を対比させて論じた。この2つの概念の考察をとおして、本論文における身体と空間の関係についての議論を進めていく角度を定めることとしたい。最初にルフェーブルが強く影響を受けたマルクスの領有概念について確認する。そしてルフェーブルの議論へと進んでいき、領有概念が空間との関連でどのような説明されていたかを確認することとする。

マルクスは『経済学批判要綱』や『資本論』などで、取得や領有を意味する名詞のAneignung、あるいは、手に入れる、自分のものにするという行為を意味する動詞のaneignenを用いた。『経済学批判要綱』の序説での1文では資本主義社会において自然を素材や資源として自分のものにするのが領有という語で表現された。別の箇所でマルクスは身体的感覚が直接的の対象と関係を取り結ぶことを領有と述べている。さきほどの資本主義的な領有と区別するために、こちらの領有を身体感覚的な領有と呼ぶことも可能だろう。いずれにおいても領有とは人間が自然あるいは世界と自身との関係を取り結ぶ行為を指す概念である。領有は必ずしも資本主義的な生産活動の手段として自然を対象化する実践というだけではない。たしかに資本主義の発展という歴史が議論の基礎に置かれていると考えてよいが、領有は資本主義的にも身体感覚的にも実行されるものとして語られている。

ルフェーブルはこのマルクスによる領有概念を自身の空間論において参照している。ただし、ルフェーブルは支配（domination）との対比によって領有を論じる。支配とは自然の破壊であり、そこで生産物が自然の代わりとなりうるという。支配された空間の例として『空間の生産』で挙げられたのは、コンクリートの敷石、軍事的建築物、要塞と城塞、堤防と灌漑の装置である。支配とは経済や技術の観点から自然を互換性のある諸部分として分割したり、それらを目的に応じて破壊的に再構成したりすることを意味する。それに対して、領有は利活用することで自然を人間の所有物へと変形させることを意味する。ルフェーブルの領有概念は『経済学・哲学草稿』における身体感覚的な領有概念と非常に近い位置にあると言える。ただし、ルフェーブルの領有概念は身体感覚的な性格を持つとしても、必ずしも経済的なシステムに結びつけられていない。このルフェーブルの空間論は、自然を特定のやり方で使用することが私たちが生きる空間の構成と大きく関わっていることを指摘するものである。そして、私たちが自然と関係を取り結ぶ際に支配と領有という2つのやり方で実践しているとされる。この議論を踏まえ本論文では、経済や技術の尺度に基づく自然との関係性から区別するために、身体的な感覚によって自然と関係を取り結ぶことを領有と呼ぶこととしたい。

支配を自然の破壊とその代用物の生産として、領有を身体的感覚による自然の利活用として区分することで、人間と自然との関係の差異を把握することが可能となる。しかしながら、そのように支配と領有の区別が可能だとしても、上記のルフェーブルの議論において私たちがある自然を特定の対象として個別化するプロセスについては決して明らかではない。言い換えれば、支配と領有という弁別が可能

であるとしても、ある対象がいかにしてその実在性を獲得するのかについては明確にはならない。ここでは対象の実在性についての哲学的議論を参照することで、人間と自然との関係についての議論を進めていくこととしたい。

哲学者のマルクス・ガブリエルは対象の実在性 (reality) を「感性的知覚の領野 (Fields of sense/Sinnfelder)」の概念によって説明する。彼の新実在論は、粘り強い思弁をとおして対象そのものへと接近する立場とも、意味づけによる対象の構成について認識論的に説明する立場とも異なる。感性的知覚の諸領野が電界や磁界のように形成されており、それが作動していることで私たちは現前の対象を理解できるとされる。この議論においては対象物の実在性の把握とは、目の前のモノが「分かる」あるいは「分かっている」と表現可能な行為であり、その構造は日常生活の何気ない場面においても作動していると説明される。

何かを理解するとは、具体的な対象がそれぞれの特有の領野においてその実在性を獲得するということである。その実在性の獲得を対象化と呼ぶことができる。注意したいのは、私たちが用いる感覚の領野は常に正しいわけでない。特定の対象の運動において、そこに別の現れが発見されるならば、対象はこれまでとは異なった実在性が把握される。もっと言えば、正しいとして適用される領野は、運動の観測が合理的と考えられたために現実化した「正当な」見方の1つにすぎない。それゆえ、私たち自身が置かれている文脈は、実在性の立ち現れのプロセスにとって重要だと考えられる。ある運動の実在性やスクリーン上の主人公の実在性の立ち現れにおいて、主体と対象だけでなく主体と主体の関係も1つの領野として連関するのではないか。私たちが社会的な存在であることは疑いようがなく、ある対象の実在性もまた社会から完全に切り離すことが可能だと考え難い。ある対象の実在性は領野の重層性を根拠として成り立っていると想定することができる。重層性という観点から対象化を社会的実践として、あるいは、対象と感覚との結びつきを社会的な秩序として位置づけて考えてみたい。それにより、諸領野の秩序を所与や自明のものに見なすことなく経験的に分析する方向性を探ることとしたい。

対象化を社会的実践として位置付けるとき、特定の領野による秩序を境界のポリティクスとして考察することが可能となる。例として、1960—1970年代における煙突と排煙を例として挙げることができる。戦後、立ち並ぶ工場とその煙突は復興のシンボルとして翻訳された。工場とその煙突がそのように感覚される際、大気中に排出された煤塵や煤煙もまた経済成長の現れとして対象化されていく。「七色の煙」を吐き出す八幡製鉄所などの工場群であっても同様に、その姿は繁栄として感じられていた。ここでは工場、煙突、排煙が経済上の領野と結びつき、両者は半ば必然的な関係として成立していた。ここでは排煙や煤塵に健康被害を結びつけ、それを大気汚染とする対象化とその感覚は排除されている。工場の従業員とその家族が暮らすその地域では煙突とその煙に満たされていたが、それらが豊かさや繁栄として対象化されていたのである。これは大気の対象化であり、そこに領野の重層性と連関が認められる。特定の領野は対象物の理解を成立させるが、そこでの個々の領野の連結あるいは分離が必然化されているとき、そこに日常生活における不明瞭な権力作用を認めることが可能である。つまり対象化を社会的実践と位置づけることで、そのプロセスに人間と自然との関係だけではなく、人間と人間との社会的関係もまた連関していることが分かる。

注意したいのは、上の例で黒煙そのものは変化していない点である。変化は大気の実在性と空間の編制において生じた。公害が領野の1つとして健康や化学物質といった他の領野と連関したことで、黒

煙は経済発展ではなく汚染として対象化されたのである。言い換えれば、大気もそれを黒くする煙もそれ自体は変わっておらず、私たちと自然との関係が変化した。黒煙が大気の汚染としてその実在性を獲得したことにより、地域は経済における成長や繁栄の場所ではなく加害と被害の場所へと変化したのである。このように対象化が異なって実践されるとき、空間の編制もまた変容する。

このように対象化を空間の編制をともなう社会的実践と位置づけるとき、対象の実在性の立ち現れに作用する多様な連関が分析の焦点として浮かび上がってくる。私たちの身体的感覚とその実践に応じて自然の実在性が立ち現れるだけでなく、社会的な文脈の変化によってその実在性は変容しうる。そしてその変容をとおして空間が異なって編制されると考えられる。ここから環境の実在性は歴史的にだけでなく、社会的関係における権力作用に伴って変容しうる事が分かる。焦点は領野の重層性である。ここに環境概念を分析する道が認められる。人間と自然の関係について感覚をめぐる多様な連関に注目し、その空間編制を分析することで、環境を多面的に分析することが可能となると考えられる。

第3章 対象と方法

ここでは次章以降で経験的分析を進めていく前に、事実関係の確認として当時の国土開発について考察する。その上で、分析の素材と方法、そして期待される知見について述べる。

九州電力による火力発電所の建設計画の撤回を求め、環境権を主張した社会運動である。この運動の争点は、重油の燃焼による大気汚染、温排水による漁業被害といった操業で発生する公害、そして施設の建造にともなう海と海岸の埋め立てであった。

1960年代後半から1970年代前半にかけて、全国各地で工業地の造成やインフラ整備の公共事業に反対する社会運動が多発した。住民運動研究では基本的に裁判以前の期間の社会運動を分析対象とされてきた。その理由としては、裁判では代理人による法律と判例に基づく言論上の闘いとなるために、住民という主体による社会運動のダイナミズムが失われやすいことを挙げることができる。しかしながら、本論文では裁判も分析対象である。豊前火力反対運動では裁判で代理人あるいは法の専門家を原告に一切加えなかった。弁護士なしの本人訴訟である。これには、新法理として提起されたばかりの環境権のみを根拠とした勝ち目のない訴訟であったため、請け負う弁護士がいなかったという事情もある。だが、後に考察するように、豊前火力反対運動は裁判を運動の一環あるいは手段として明確に位置づけている。原告の7人は法律に関する専門的な訓練を受けていない。いわば、裁判の素人である。裁判はその原告たちが自身たちで考え、九州電力による発電所の建設と操業を阻止するための運動だったと見なすことができる。実際に反対運動の通信誌ではそれまでの活動報告と同じように裁判の記録を公開、連載した。豊前火力反対運動では、路上での抗議活動から法廷での言論闘争までを対象として分析を進めることができる。

豊前火力反対運動は、新全国総合開発計画（新全総）における大規模開発プロジェクトを背景として立ち現れた社会運動である。新全国総合開発計画（新全総）は1968年5月に閣議決定された国土開発の計画である。20年間にわたる開発のスケジュールであり、国家的な視点に立った経済成長が目的とされた。その大規模開発のプロジェクトは3つに分類されており、第1が交通通信網の整備、第2は農業開発および工業基地の大規模開発、第3は住環境やレクリエーションを念頭とした自然環境の保護であった。この中でも第2のプロジェクトはそれまで経済的発展の拠点ではなかった地域を重工業化し、地域

経済を浮揚させる可能性を持っていたため、各地で大規模開発計画の立案と誘致が積極的に進められた。候補地は計11カ所に上ったが、山口と福岡、大分の3県にまたがる周防灘地域は有力候補とされた。この周防灘の大規模開発が豊前火力反対運動と関連する開発計画であった。

本論文では多様な史資料を用いる。主な資料は、反対運動のメンバーが出版した著作、機関誌『草の根通信』、新聞や雑誌に投稿した記事である。また、反対運動のメンバーから提供された裁判の音声記録、運動でリーダーを務めた松下竜一による講演の音源、当時配布された小冊子も分析に用いる。それらの史資料は、運動の概要とその経過について詳しく述べているものの、その内容は既に知られているものが多い。

だが、本研究では新しく史料を発見したことにより、これまでに明らかにされてこなかった運動の側面に光を当てることが可能となった。本論文の執筆にあたり、立教大学共生社会研究センターに所蔵されていた未整理の史料群を調べたところ、豊前火力反対運動に関する史料が多量に見つかったのである。それらには既刊の著作物でその存在が語られていたものの、それまでに確認できなかった史料も含まれている。例えば、反対運動が配布したビラ、他地域の運動組織宛に送られた手紙、裁判に関する資料、九州電力のチラシ、そして様々な運動組織のメンバーが参加した自主的な会議の議事録、反火力の運動組織による集会の記録である。これらは各地の社会運動に関する資料を収集していた住民図書館からその所蔵物を埼玉大学が受け継ぎ、その後立教大学へと移管された。1970年代の公害反対運動に関する資料については比類できないほどの量と質をほこっている。そのほとんどは当事者が残した一次資料である。今回の分析で用いるのはそれらの膨大な史料の中から見つかったものである。その史料を用い、場所および空間概念を分析枠組みとして反対運動における環境概念を分析する。場所とその空間編制に焦点を合わせ、既存の資料と新発見の史料の記述を基に、反対運動がいかなる状況において何を環境と捉え、語ったのかを読み解く。

公害反対運動では基本的に自然をどれほど汚染、破壊するかが争点となった。自然科学を基準として計測される自然の清浄さが論点であった。言い換えれば、それは自然科学的に把握された数値が焦点であった。しかしながら、豊前火力反対運動はそのようないわゆる公害だけではなく、環境についても語ったのである。公害に反対するために環境という言葉を中心に据えることは端的に言って社会運動の主張に曖昧さをもたらす。なぜ反対運動は環境について語ったのか。本論文はこの環境概念について分析する。この分析から期待される知見は、豊前火力反対運動が人間にとっての資源や素材などの有用物ではない自然を捉え、語っていたという事実の解明である。前章で述べたように自然の対象化のプロセスについて感性的知覚の領野の重層性とその連関という観点からアプローチすることで、環境を空間論的に分析することが可能となる。この空間論的分析によって、人間の尺度に還元されえない自然の重層性と層の連関を捉えていたことを明らかにすることが期待される。

第4章 公害反対の社会運動——自然の位置と「暗闇の思想」

本章は前期の豊前火力反対運動を分析対象とする。反対運動は大分県内の様々な既存の団体で構成された大規模な組織としてスタートした。しかしながら、その大人数の運動は九州電力と自治体との間で環境保全協定が結ばれたことで実質的に解散した。その後、一部の住民が反対運動の継続を目的として少人数の別組織を作った。リーダーは作家の松下竜一が務め、福岡県豊前市の団体も合流した。この組織が環境権という新法理に注目し、法廷で動植物について語ったのである。このように豊前火

力反対運動は環境保全協定の前後で分けることができる。大きな組織として活動した時期と、それ以後に少人数で環境権を訴えた時期である。本章では前者の時期が分析対象である。

豊前火力反対運動は、火力発電所の建設予定地とその周辺地域で始まった社会運動である。九州電力による発電所の建設計画とその操業に伴って生じる排煙や排水の影響が福岡県豊前市と大分県中津市に及ぶと考えられたために、各市で運動が組織された。最終的には両市の運動は合流した。これから見ていくように裁判を目前に1つの組織へと合流していくまでには、各市の運動は異なった性格を持っていた。豊前市の運動は革新系の団体から支援を背景として過激な活動も辞さなかった。それに対し、中津市では既存の団体が混在する組織を形成し、陳情を中心とした穏健な運動を展開した。

松下の著書『暗闇の思想』は前期の反対運動の盛衰を綴っている。松下はそこで公害の有無をめぐって九州電力と運動体との敵対的関係がどのように築かれていたことが描いている。住民側は火力発電所からの排煙や温排水を科学的な見地を糾弾し、それに対して九州電力側が対策可能だと反論するという構図で物語は展開される。ただし、反対運動はそのように公害を争点化としていたとしても、汚染の有無についての科学的論争に終始していたわけではない。立教大の共生社会研究センターで見つかった史料を読み解くと、反対運動が公害と別の事柄とを関連づけていたことが分かる。科学的な論争とは異なる角度から公害が意味することを伝えることで反対運動の機運を高めようとしていた。

自然を守る会発行のピラを分析すると、子供を焦点に公害の悲惨さと建設反対の必要性を訴えていた様子が浮き彫りとなる。新史料により、前期の反対運動が子供とその将来を焦点として反公害の機運を高めていたことが確認できた。子供に焦点合わせて多様な年齢や立場の人々の共感を呼ぶことで、反対運動は反公害の大人たちの主体化とその行動の喚起を進めていた。この主体化は公害を迫り来る危険として対象化することと表裏一体である。このようにピラを分析することで、松下の個人的な思いというだけでなく反公害の社会運動の戦略として子供の争点化と大人の主体化が試みられていたことが見えてくる。

ただし、九州電力が配布したピラを分析すると、推進と反対でそれぞれの立場は異なるが、九州電力と反対運動は自然を同じように扱っていたことが分かる。両者は一方で抽象的あるいは象徴的な自然を掲げて好印象を狙い、他方で科学的あるいは技術的な対象として自然を具体化する。そのような自然が扱われる際、自然の具体性は科学的、技術的な枠組みによって獲得される。それは科学的ないし技術的な関係を軸に、自然と人々の関係を描こうとする試みと見なすことができる。この科学的、技術的な自然で構成された空間は地理を持ちうる。九州電力が対策すると宣言された大気、海水、河川は豊前市および中津市の地理である。そのように地理を持つがゆえに九州電力による環境のビジョンは物質的に実現されうるという特徴が認められる。

しかしながら、反対運動は別の自然のあり方についても語っていた。その自然は松下による「暗闇の思想」で描かれた。「暗闇の思想」における自然は、それまで共有されてきた抽象的で象徴的な明るい空とその青さではなく、個人の体験に根差した星空と暗闇と結びついている。それゆえに、その自然は具体的な地理と歴史を持つ。松下は星空と暗闇を自身の思い出をとおして語り、その自然を根拠として開発とその文化そのものを否定した。「暗闇の思想」において自然は個人の体験として語られた。それにより、反対運動は九州電力とは異なる角度から反公害、反開発を主題化することが可能となった。そして、大気は星空や暗闇とも連関することとなり、反対運動における自然の実在性はより重層的に構成される道を開いたと言える。「暗闇の思想」は抽象としての自然を経験的な対象へと転換さ

せる試みだと評価することができる。

前期の反対運動において、自然のあり方は争点となってきたものの、自然と人間の関係としての環境は明確に語られてはいない。たしかに九電のチラシでは、「九州電力はこの美しい環境を守ります」と述べられていたが、それは「かけがえのない自然をかけがえのないお客さまのために」というフレーズとともに用いられており、「美しい環境」が具体的に何を指しているかは不明である。その環境は自然と同様、象徴的な言葉である。既に述べたように抽象性によって様々に喚起される何らかの「美しさ」のイメージを伝える戦略だと見ることもできるが、九州電力が主に語りたいのは自然科学的対象としての自然についてである。反対運動の側でも「生活環境」という言葉が用いられることがある。だが、その際にも環境や自然に明確な輪郭が与えられることはなかった。これらの理由は、この時点において開発側にとっても運動側にとっても公害が焦点だったからだと考えられる。健康被害が生じるか否かが多くの人の関心を引くテーマであり、その際の環境はほとんど具体的な意味を持っていない。では、「暗闇の思想」以降の反対運動で環境はどのような位置を持ちうるのか。これは裁判をとおして具体的になっていく。次章以降では第5章と第6章で文学者としての松下の感性がどのような特徴を持つのかを考察する。その上で第7章では反対運動が「環境権」裁判へと向かっていき、裁判闘争の中で環境への感覚とその概念が明確にされていく過程を分析することとしたい。

第5章 松下竜一の空間的感覚——『豆腐屋の四季』と場所、「棲むこと」

ここまでに前期の豊前火力反対運動を分析する過程で、運動の成立と組織の変容といった外形上の経過だけでなく、当事者たちの考えやものの見方について多少なりとも記述してきた。「暗闇の思想」はその1つである。「暗闇の思想」は新聞に投稿された小文であるが、その明快な主張ゆえに運動のメンバーたちに共有され、抗議活動を進展させていく論理となっていた。「暗闇の思想」は反対運動に1つの方向性を与えていた。つまり、運動の地平の1つであった。

反対運動には別の地点にも地平が存在した。松下は歌人あるいはノンフィクション作家として多くの著作を残した。家業の豆腐店での日々を記録した『豆腐屋の四季』をはじめ、松下の著作群を実際に読むと分かるように、反対運動とは直接に関係ないテーマの作品にも通底する視点が認められる。豊前火力反対運動は文学的な感性に支えられた社会運動という側面を持つ。松下の著作とその思想についての分析は、後期の反対運動で環境権が主張されていく際、そこで語られる環境がどのような特質を持つのかを明らかにするために不可欠である。本章は松下においていかなる感覚が作動していたかを分析することが目的である。

『豆腐屋の四季』では豆腐店での暗い日々を短歌と短いエッセイで描かれた。松下はある印象的な言葉を短歌で繰り返し用いた。それは「寂」である。「寂」は「寂しき」あるいは「寂し」として短歌に登場する。「寂」の字は25首で用いられた。空間という観点からこの「寂」へとアプローチすると、ある特徴が浮かび上がってくる。第2章での理論的考察から導き出したのは、対象の実在性の変化に応じて空間もまた変化するという理解であった。松下の短歌にはこの空間論と共鳴する感覚が認められる。では、「寂」が用いられた短歌でどのような世界が捉えられていたのか。結論を先に言えば、「寂」を用いた短歌では静かに音の響く静寂の空間が表現されていた。松下は自身や家族の心情、あるいは深夜の豆腐造りの労働について、「寂し」や「寂しき」と言い表す。ただし、「寂」の短

歌はそのような物悲しさだけに集約されるわけではない。心情だけでなく、静寂の空間が描かれたのである。

作歌をとおして松下は作業場に様々な生き物の存在を認め、松下と愛すべき生き物たちとの物語を紡ぐのである。短歌は両者の物語の記録であり、作業場という場所に刻み込まれた時間と空間の軌跡だと言うことができる。重要なのは作歌を経て作業場が労働のための場所ではなくなったことである。人間の労働の場所だというだけでなく、愛すべき多様な生き物たちが訪れたり、棲み着いたりする場所ともなったのである。単調な夜業の場としての作業場は、以前と同じ場所ではない。それは松下と生き物たちとの出会いが展開される場所である。その出会いをとおして作業場が別様の場所として立ち現れてくるのである。たしかに2番目と13番目の短歌は例外的で、ある場所に別様の様相を感じ取り、それを描いた短歌とは言い難い。労働ともほとんど関係ない。しかしながら、他の短歌を考察すると松下は近くを歩く蟻の姿に見入り、あるいは、土手の蝶の寝息に静かな感動を感じ取っている。松下は居間でのひととき、そして豆腐配達の通り道といったそれぞれの時間と空間において、別の時間と空間が存在していることを詠うのである。それは場所においていくつもの時間と空間が結びつくこと、そしてある場所が他者との関係によって変容することを松下の感覚が捉えていたことを示している。小さな動物や昆虫だけでなく、鳥を詠った短歌にもその感覚の作動が確認できる。

短歌に見られる松下の感覚から導き出されるのは、場所は決して特定の意味や役割だけを果たすのではなく、多様な感動の創出と深く関係していることである。短歌では場所で生まれる感動が詠われた。例えば、豆腐づくりの作業場でヤモリやクモの動きや表情に目を凝らし、鷺の舞う河口や朝日の指す海原に息を飲む。そして、それらの場所では瞬間的な歓喜だけでなく、母や友人の死といった暗い記憶とその哀しみ、優しさを詠った。そのとき、短歌では特定の場所が常に同じ場所ではなく、様々な時間と空間の結びつき、あるいはその軌跡から成立していることが描かれる。言い換えれば、場所の生成と感動の生起との連関において松下は短歌を作り上げていた。

短歌についての分析から松下の感覚について次の仮説が導かれてくる。それは、松下にとって場所が多義的 (polyvalence) と捉えられていたことである。短歌の分析に基づくと、次の2つの点で場所の多義的な性質が理解されていたことが分かる。第1に場所が感動の生起に応じて異なって理解されることであり、第2に場所が感動において複数の役割を果たすことである。前者は、ある場所が特定の名称を持ち、非常に似た地理的範囲を指示していたとしても、感動が新たに生起し、場所に対する理解が新たに形成されることで、その場所は以前とは異なった性格を持つ場所になることを指す。言い換えれば、場所では感動の生起と定着が繰り返されるゆえに、場所に対する捉え方は変化するということである。この多義性は無数の感動の実在性を認めるがゆえに、自己と他者が場所に対して異なった理解を持つことを肯定する。

本章では松下の空間的感覚を考察した。反対運動がいかなる地平の上で展開されていたかを検討する試みであった。焦点は場所であった。第2節および第3節では短歌に関する著作および関連する随筆を分析した。松下は短歌を「感動の発見」と定義する。その定義を基に空間の観点から著作を分析すると、様々な場所で無数の感動が生まれ、別様の時間と空間が切り開かれることを松下が感じ取っていたことが分かった。第4節では場所の多義性という概念によって松下の感覚を場所に関する時間・空間的仮説として考察した。この場所の多義性とは、場所が諸感動にとって主体および客体の役割を果たすことを意味する。場所は様々な時間と空間の編制として生成するが、それに応じて際限なく感

動が生起、定着すること、そして、場所が生起した感動における諸要素の布置を形成するということがある。このように松下の空間的感覚を分析すると、場所と感動に関する松下の美学が特定の主体の正統化、そして特定の感動の絶対化と相容れないことが明確となった。

次章では、石牟礼道子の美学とその空間的感覚を考察する。石牟礼との比較をとおして、松下の感性とその空間的感覚の特徴をより明確にするためである。

第6章 場所における境界的感覚——石牟礼道子と松下竜一における感覚の異同——

前章での議論が『豆腐屋の四季』の時期の松下に妥当するとしても、次章以降の分析で用いるためにはさらなる考察が求められる。前章の議論では、開発がもたらす感動と動植物との出会いにおける感動を区別する基準を設けることができないからである。そのため、場所の多義性が松下の感覚について認められるとしても、その空間的感覚が反対運動における地平として抗議や批判を成立させうるかについても疑問が生じる。あらゆる感動がいくつもある感動の1つにすぎないのであれば、特定の感動が反対運動における抗議や批判の対象となることを説明できない。松下の感覚についての考察をここで閉じてしまうならば、次章以降での経験的分析で不透明な倫理的前提として滑り込ませる恐れがある。

そこで本章では理論的観点から松下の感覚についての議論の精緻化を図る。方法は比較である。松下と他の作家との比較を試みたい。公害は成長や発展を優先させる経済活動として海や大気を汚し、健康や生命も奪う。その公害という出来事を目の前にしたとき、作家たちはどのような感覚によって世界を感じ取っていたのか。本章ではその感覚の比較対象として水俣病を見つめた石牟礼道子を取り上げる。松下と石牟礼はともに九州地方在住の地方作家として公害を描き、公害と闘った。両者を比較することで、前章とは異なった角度から松下の空間的感覚に接近していくこととしたい。この検討をとおして次章以降の分析に向けた1つの参照軸を仕上げることを目指す。

石牟礼道子の『苦界浄土』を読み解くとき、ある特徴が見えてくる。石牟礼は眼前には存在しない時間と空間を導き入れることで、二分法に解消されえない身体と韻律へとアプローチする。石牟礼の感覚は場所に境界を開き、そこから別の時間と空間を近景へと導き入れる。所与の境界線を揺さぶることで、向こう側の韻律を手前へと引き出すのである。例えば『苦界浄土』での病室の男性を描いた場面では、身体の沈黙と胸の上の本が見せる生と死、尊厳と侮蔑の物語を展開する。そこでは病室と海の時間と空間が交錯しており、それまで不在と見なされてきた韻律の世界が、眼前の世界にとっての遠景として立ち現れる。それにより、眼前の世界が以前とは異なった様相を見せ始め、近景と遠景の関係は逆になっている。そのように目の前の時間と空間を象る境界線をずらし、韻律の世界の時間と空間を引き込むのである。

このような特徴を持つ石牟礼と松下に共通するのは、経済主義的な思考や近代的な価値観が身の回りの世界に侵食しているという認識である。石牟礼にとっては水俣病が象徴的な出来事である。チッソという企業と工場が人々の仕事と暮らしを徐々に変え、有害物質を不知火海へ排出し続けた。そして人々の身体の自由が何代にもわたって奪われた。石牟礼はこのような認識を持っている。松下もまた「暗闇の思想」で若干述べていたように、高度経済成長期がもたらそうとする街の喧騒と煌めきを虚飾だと見なす。

ただし両者は人間と自然との関係を理解する際に顔を向ける方向が異なる。石牟礼は失われたもの、あるいは失われつつあるものを見ようとする。そして、その失われるものが真正的（authentic）だと捉える傾向がある。例えば『苦海浄土』第一部からの引用にもあったように、水俣病の被害者たちの姿に往時の不知火海や水俣の在りし日を映し出す。石牟礼は現在にその面影だけを残すような世界に憧憬し、それを真正なものと描く傾向が認められる。松下は石牟礼と異なり、失われたものや失われつつあるものが関心の中心にない。松下は在りし日への憧憬ではなく、日々の暮らしの中に感動を発見することに喜びを感じる。つまり、松下の顔は過去ではなく現在へと向けられており、生まれきたもの、あるいは生まれつつあるものに関心を寄せる傾向がある。確かに両者の感覚は、ここにはない世界を捉えると言うことはできるだろう。だが、石牟礼が向こう側にある未分化の世界に注意を向けるのは異なり、松下はあくまでも眼前の世界を注視する。松下は目の前で起きていることを見る。

石牟礼の分析から導き出した境界的感覚を松下にも認めることができる。松下は河口を青春の小世界と呼び、場所での感動を思い出として捉えている。つまり場所は個別の感動の思い出や記憶を沈殿させつつ1つの地層を形作るという性格を持つものとして理解されていた。ここに松下の境界的感覚が認められる。松下は場所において持続的に時間と空間が生成変化する層を感じ取っていた。私の風景とはそのように感動が折り重なりつつ、1つの場所として更新され続ける場所だと考えられる。つまり松下の感覚において場所は様々な感動が結びつき、重なる境界として理解されていたと見られるのである。

この松下の境界的感覚を根拠とするとき、ここから松下が開発を否定した理由を理解することができる。開発計画で構想された重工業を中心とした工業基地化は地域の政治経済を転換させる先進的なシステムである。また、工業基地の電源としての火力発電所は科学技術を駆使した建築物である。それは人類の進歩ないし経済成長の象徴として、その成果としての所得の向上などとともに入々に特有の感動をもたらすだろう。しかしながら、その工業地と発電所は砂浜と海を埋め立てる。その場所で感動が生み出されるだとか、私の風景であるとかは問題ではない。進歩や経済成長が問題である。その見方において場所は感動が生成する舞台でも感動の係留先でもない。地理的な広がりすぎない。そのようにして場所が破壊されるならば、多くの感動は場所に係留することなく漂う。つまり、開発がもたらす感動は場所を破壊するだけではない。他の感動を犠牲しなければ生成しえないのである。したがって松下は場所に感動の絡み合いとその持続を捉えていたがゆえに、開発計画を拒絶しえたのである。

場所の根本的な破壊とその可能性は松下が反対運動に参加するに十分な理由となる。つまり、場所は松下の感動の土台であり、感動が生み出される場である。そのように意味で場所とその空間的領有の機会を根本的に奪う開発は否定される。しかしながら、そのように松下を反対運動へと駆り立てさせた空間的感覚は人々の共感を広く集めるためにどれほど役立つだろうか。感覚の私性が前面化されればされるほど反対運動の進めていく際の障害となるのではないか。たしかに松下は短歌を投稿するようになってから新聞やテレビで発言する存在となっていた。『豆腐屋の四季』は民放でドラマ化された。そうであったとしても、私的心情に基づく反対の声は、その私的な感覚への共感がなければ影響力を持ちえない。最悪の場合、反対の理由が私的あるいは個人的であることから、その行動がエゴイズムや利己的なものとして解釈される可能性すらあるだろう。「暗闇の思想」もまた私的なエピソードとその感覚が基底に置かれている。ここに松下の感覚の私性とその限界が見えてくる。私的な感

覚ゆえに開発を否定することは可能だが、そのような私的な感覚によって反対運動を進めていくほどの共感を生み出せるのか。どのようにして環境への権利を構想しえたのか。場所と感動は環境概念とどのように関係するのか。次章での経験的分析をとおしてこれらの疑問に答えていく。

第7章 環境権の社会運動——場所の地層と自然の实在性——

第5章と第6章では松下の空間的感覚について経験的、理論的に考察した。分析から導き出したのは、松下の感覚が場所の多義性および場所の境界的性質を捉えていたという仮説である。場所の多義性とは、場所がその時々々の時間と空間によって編制されることを指す。本論文ではその時間と空間の編制を空間化と呼ぶ。場所におけるこの空間化に応じて無数の感動が立ち現れることを短歌として松下は詠んでいたのであった。また、松下は場所を「住むこと」と「棲むこと」との交錯を含めて不確定だが境界的な性質を持ったものとして理解していた。本章では前章および前々章の分析から析出された空間的感覚を起点として環境概念へとアプローチする。なぜ環境が問題とされたのか。環境という言葉で松下たちは何を思い描き、何を語ったのか。特に自然の対象化と空間の編制を焦点に、豊前火力反対運動における環境概念を経験的に分析する。

この松下の空間的感覚についての考察を踏まえ、反対運動の分析を再開する。第4章では、松下が反対運動の機運を高めようと「暗闇の思想」を発表した時期までを分析した。本章では1973年以降の反対運動を分析対象とする。それは反対運動が環境権を掲げた訴訟へと乗り出し、舞台を裁判へ移した時期である。

反対運動が訴訟を進めていく際、他地域の社会運動体との交流が重要な役割を果たした。松下たちは先行の火力発電所反対運動を参考に裁判を進めようと考えていた。しかしながら、先行の社会運動とは構成員が異なっており、裁判で同一の主張を展開するとは難しい。それゆえ、松下たちは他の地域で火力発電所反対運動の人々に裁判の進め方について相談した。具体的には第一準備書面の草稿を松下が持参し、参加者でその内容を検討するものであった。その草稿で語られた環境概念には次の特徴が認められる。草稿では自然が自然科学、経済学、法学の枠組みとして対象化されていた。この自然のあり方において環境は人間による利活用とその管理を前提とされる。それは自然を人間による利活用の客体とし、人間をその利活用の主体とする関係性である。本論文では、この環境を管理的な環境と呼ぶこととした。

法廷で松下は場所と日常生活の結びつきを切り口として環境権について語った。先の章でも確認したように、高校卒業後に家業の豆腐店で働き始めた松下は、豆腐の配達の際に何度も目にした山国川と河口を「青春の風景」と呼んだ。周防灘開発がそのような「青春の風景」を破壊するものであり、その風景を金銭によって代替しようとする行為だと松下は法廷で訴えた。松下は河口が「自分の愛する風景」であり、経済中心の考え方では測り難い意味を持っているのであり、売買の対象ではないと主張した。それは自然が経済的、金銭的に対象化されることへの批判である。

また反対運動のメンバーである恒遠俊輔は第2回公判で行政や私企業によって設定される環境基準を批判し、それとは異なる住民にとっての環境のあり方が存在すると述べた。その主張をルフェーブルが提起した「表象の空間」という観点から検討すると、山や川といった場所を訪れる人びとの集合的な記憶その空間のあり方を住民にとっての環境として理解していたことが見えてくる。一般的に環境基準は物質の量の多少を区切る基準であるがゆえに、その基準を下回る量であれば大気中、水中、地中に

放出される有害排出物が容認される。恒遠はそのような基準ではなく、住民の判断が環境基準だと主張した。そこで示されたのは、季節の移り変わりとそれを親しむ人々という住民の生きられた経験とその空間である。春には薄い桃色の花を咲かせるツクシシャクナゲが群生し、夏には遠浅の海で人びとが貝掘りに勤しむ、そのような光景が住民にとっての環境であり、それを基準とすべきだと恒遠は主張した。

注目したいのは、松下も恒遠もともに場所について語ったことである。環境権が具体的な焦点となってくるとき、反対運動では特定の場所を焦点として住民の生きられた空間を語るようになるのである。場所は環境権について具体的な語りを導き出す切り口となっている。

反対運動は裁判で「市民証言」が企画し、主婦や教員らがそれぞれに海や海岸に関わる生活史を語った場を設けた。この証言をとおして住民の日常生活と海という場所との結びつきが多様な感覚によって構成されてきたことが示された。言い換えると、この証言をとおして海岸という場所における自然と人間との関係が浮き彫りとされていくとともに、環境は場所の感覚の折り重なりあるいは集合として打ち立てられていった。『豆腐屋の四季』の分析から析出されたのは松下の私的な場所の感覚であった。それに対して、裁判での生活史についての人々の証言は、場所がいくつもの私的な世界における連関を契機として空間化されてきたこと、そしてそれらが互いを排除しないということを示すものであった。

市民証言において、自然は観測や所有、破壊、つまり支配の対象ではなく、場所において人々の日常生活とともに空間化される存在として語られた。ここでの自然は自然科学的な観測対象や経済学的な所有物あるいは資源という対象化に回収されえない。たしかにこの自然は支配ではなく人間の領有の対象という意味で日常生活における素材と見なすことは可能かもしれないものの、何らかの互換性や代替性といった性格を持つものではない。豊前火力反対運動における自然は、市民証言をとおして場所におけるいくつもの空間化の軌跡を明らかにしたことで、他の火力発電所反対運動よりも多層的である。また、反対運動は場所を焦点として語りを積み重ねることでその場所が個人だけではなく集団として意味を持つことを明らかにした。

また裁判の第一準備書面を分析するとき、火力発電所の建設を批判するその主張において空間の重なりを重要なテーマとされていたことが分かる。松下は北方からの渡り鳥を登場させたことで、発電所建設の影響が非常に大きな地理的スケールで生じうると説明した。豊前の海岸が九州とシベリアを行き来する渡り鳥によっても空間化されているというのである。また、松下はシチメンソウに対する想像力をアジア大陸へと向けた。そしてシチメンソウが大陸と列島が地続きであった時代から現在に至るまでの「地球的時間」のスケールによって描かれた。その語りはまるで人新世論のようだが、実際には松下は具体的な場所における超長期的な空間を想起するかたちで海岸の植物について語った。大きなスケールを持ち出すとしてもその関心は地球という惑星の支配とその責任ではなく、あくまでも河口や海岸という生活の直接性と結びついた場所に焦点は合わせられていた。このように松下は海岸という場所において人間の尺度に還元されえない自然のあり方とその空間化が進行していることもまた指摘したのである。それらの自然は必ずしも人間にとって利活用や管理の対象ではない。環境は多様な時間と空間が折り重なるプロセスとして成り立つと理解されている。そこで本論文ではこの環境を過程的な環境と呼び、管理的な環境と区別することとしたい。

反対運動の環境権裁判は、基本的に豊前市および中津市の住民たちが海および海岸に対していかに

愛着を持ち、その場所に関わる記憶や体験を有しているかを焦点とした。場所における生活史が語られた。それは集合的な主体としての住民にとって、海岸という場所が多様な意味を持つことを示すものであった。ただし、科学者の証言や通信誌の表紙では干潟と動植物についても語られた。そこでは環境は多種多様な主体と客体が立ち位置を変えながら空間を編制する領域ということもまた示された。この環境のあり方はここまで述べてきた管理的な環境と過程的な環境とも性格が異なる。直接的な出会いがなくとも、人間と自然とが同じ場所に棲むという関係である。このような人間と自然との関係を共棲的な環境と名付けることができる。

環境において諸感動の絡み合いが不可欠なものとして前面化してくるとき、動植物の営みは見えにくくなりやすい。つまり、個々人と場所との関係を捉えようとする際に、人間中心的な視点で環境が対象化されてしまいかねない。実際に市民証言のメインは人間ドラマであった。そのような状況において、干潟における生物たちの活動が証言されたことは大いに意義を持つ。人間的な尺度に還元されえない時間と空間が営まれていたこと、そしてその営みが周防灘と明神海岸において重要な役割を果たしていることが語られた。それにより、環境は計り知れないリズムとスケールの上で生成変化し続ける対象として強調されることとなる。

このように豊前火力反対運動は自然を多様な視点で対象化した。重層的な実在として自然が理解され、その空間性が語られていた。ここに他の公害反対運動や当時の弁護士たちの捉え方とは異なる環境観が立ち現れる。豊前火力反対運動において環境権とは資源や所有物としての自然に対する住民の権利というだけでない。反対運動において環境権とは、人間による環境の支配や享受についての権利や自然を主体とする権利ではなく、関係についての権利として考えられていたのである。

終章 場所と環境

本論文の分析によって、自然は豊前火力反対運動において複数の観点から捉えられていたことが明らかとなった。1つ目は自然科学の対象としての自然である。この自然は人間の生命活動の維持のための物質であり、公害の社会問題化を背景として、水や空気の汚染や破壊が争点とされた。次は資源や素材としての自然である。自然は経済的な観点から対象化されており、特定の主体によって収奪される希少な物質である。3つ目は法的な自然である。この自然は法における所有物であり、特定の主体に属する。これら3つの自然の対象化は、とりわけ前期の反対運動で繰り返し登場した。これらの自然科学的な物質、経済的な資源・素材、そして法的な所有物とする対象化は、現在もなお自然に対する一般的な理解だと言える。これらの自然を物質としての自然と呼ぶことができる。

それに対して環境権訴訟を中心とする後期の反対運動では、上記の3つとは異なる観点から自然が対象化された。反対運動の環境概念は場所を焦点とすると、自然の位置付けの特徴が浮き彫りとなる。後期の反対運動では、火力発電所建設で埋め立ての危機になる海岸について盛んに語られた。具体的には第7章でも述べたように、市民証言として法廷では海水浴の思い出、被差別の歴史、親子喧嘩の記憶などが述べられ、海岸において住むことの層がいくつも折り重なっていることが示された。ここでの自然は、海岸という特定の場所において特別な意味を持ちうる。第7章ではそのような自然を物質としての自然と区別するために、存在としての自然と呼ぶこととした。環境権の裁判では海岸を焦点とするかたちで、この存在としての自然と人々とが様々な関係を形成してきたことが証言された。

豊前火力反対運動では異なる観点からも自然の実在性が捉えられていた。自然は棲むことの層にお

いても対象化されていた。松下たちは棲むことの層を場所における空間の1つとして捉えていたと考えることができる。明神海岸は人々の日常生活の場所というだけでなく、多数の生き物が生息する場所だとされた。それらの語りには自然科学的な自然の対象化が作動していたが、それだけ還元されえない自然の捉え方が示唆された。この自然は基本的に生物という自然科学的な枠組みで対象化されていると言えるものの、有害物質の観測や資源の支配が規準ではない。人間による自然の領有と見なすことも難しく、したがってこの自然のあり方が人々にとっての有用性を持つか否かとは直接的に関係しない。そこで第7章ではこの自然を生命としての自然と呼んだ。そのように干潟の語りは棲むことの地層へもアプローチすることで、自然が海岸において独自の空間を形成していることを明らかにした。以上のように反対運動は法廷において環境とその権利を訴える際、場所においていくつもの自然が折り重なり、またその自然と人々がその時々に関係を形成してきたことを示したのであった。

以上の経験的分析を踏まえ、本論文の課題について考察したい。序章で示したように、課題は「豊前火力反対運動の環境概念はどのような存在や関係を指していたのか」を明らかにすることである。既に確認したように、場所および空間を切り口として分析したことにより、豊前火力反対運動が自然の実在性を多様に捉えてきたことが分かった。反対運動で語られていた自然は大きく分けると、物質としての自然、存在としての自然、そして生命としての自然の3つである。ここではこの3つの自然を環境という観点から改めて検討することにより、課題に応えることとしたい。

物質としての自然とは、公害を背景とする自然科学的な量的な客体、経済学的な資源ないし素材、あるいは法的な所有物としての自然である。この自然は自然科学や経済、法に関連づけられて翻訳されており、それらの実在性は異なる。しかしながら、それらの実在性は自然を人間による利活用の対象とする点で共通している。この自然のあり方において環境は人間による利活用とその管理を前提とされる。それは自然を人間による利活用の客体とし、人間をその利活用の主体とする関係性である。この環境を管理的な環境と呼ぶこととした。反対運動でこの管理的な環境概念を用いられたとき、どのような方法や手段であれば水や空気といった自然を正しく取り扱うことができるかという問いが発せられていた。火力反対運動において管理的な環境が前面化したのは主に前期であった。そこで管理的な環境は自然科学や経済といった論点と結びつくあたりで公害対策の要求や消費社会への異議として浮上していた。

反対運動で登場したもう1つの環境とは、存在としての自然と人間との関係性から成り立つものである。その環境を過程的な環境と名づけた。存在としての自然は反対運動では作業場のクモやヤモリ、海岸の渡り鳥などであり、海水浴での海水や大気、配達や散策の際に出会う草花として登場した。これらの自然は資源や素材として人間による利活用を前提としておらず、場所での人間との出会いにおいて捉えられていた。

反対運動では管理的な環境概念と過程的な環境概念のいずれかが単独で用いられたケースは少なかった。例えば公害が争点とされた際、松下は火力発電所による大気汚染や温排水が生じることを指摘した上で、公害を要因として鳥や花々を愛でる機会が喪失されることを批判した。前者の指摘において表出しているのは管理的な環境であり、後者の批判では過程的な環境概念の作動が認められる。反対運動ではこの2つの環境のいずれもが語られており、その時々どちらかが優位となっていたと考えられる。

生命としての自然は既に述べたように干潟の微生物や通信誌のイラストにおいて表現された。この自

然と人間との関係は、干潟における微生物の存在とその役割について自然科学の知見に基づいて語られた。それゆえ、生命としての自然は管理的な環境の概念によってアプローチされていたと見る事が可能である。しかしながら、生命としての自然が反対運動において登場する際、そこで人間による自然の管理ではなく自然の自律的な活動が論点である。自然を物質として扱うものの、そこで成立する人間との関係は大きく異なる。例えば干潟で確認された80種以上の生物はその全てが人々と直接的に触れ合ったり、出会ったりするわけではない。その中には海と海岸を移動したり、日光が届かない地中で棲息する生物も存在する。それらの自然と人間と関係も反対運動では環境として語られた。この環境のあり方に認められるのは、直接的な出会いや可視的な関係が認められなくとも、同じ場所に棲む存在であるという理解である。この自然との関係を共棲的な環境と呼ぶこととした。この環境は人間と自然が同じ領域で生きている、棲息しているという共通項の上に形成されている。

反対運動の環境概念は管理的な環境、過程的な環境、共棲的な環境の三者の緊張関係において重層的に形成されていた。また上で述べたように、この緊張関係には自然と人間の関係に科学や経済がどのように連関しているかも重要な役割を果たす。強調しておきたいのは、反対運動の環境概念は自然と人間の出会いや共棲という関係だけでなく、いくつもの異なる空間が場所において重なり合うという関係性について繰り返されていた点である。言い換えれば、反対運動が試みていたのは、人間と自然のいずれかを中心や優位に置く環境についてではなく、場所において両者が同じ地平に立つ関係性を環境として語ることであった。ここから本論文は、反対運動が場所の空間性を焦点として人間と自然との重層的な関係を捉えていたために、他の概念ではなく環境概念について積極的に語ったと結論することが可能である。

最後に本論文の分析から浮かび上がった新たな課題について説明したい。その上で、今後の研究の方向性について述べることにする。本章でまとめたように、反対運動は環境を3つの環境の緊張関係から成る重層的なものとして理解していた。そしてその重層的な環境には経済や科学、文化などの諸要素との連関が少なからず影響をしていたと見てよい。しかしながら本論文では当時の経済や科学が自然や環境を具体的にどのように取り扱っていたかについては十分に明らかにできていない。この理由として、本論文が公害や全国総合開発計画を反対運動の背景として位置付けたものの、それらを分析の対象としなかったことを挙げる事ができる。また、豊前火力反対運動が経済や科学よりも身体的感覚や場所の空間性を積極的に語る傾向を持っていたことも理由として考えられる。いずれにおいても反対運動における環境概念の分析に限定したことにより、当時の経済界や科学者たちが自然の実在性が具体的にどのように構っていたのかについて十分に考察することができなかった。豊前火力反対運動の環境概念については分析できたが、当時の社会において自然と環境がいかに理解され、語られていたのかは明確ではない。

次の問いが課題として残されている。ある環境に関する問題が浮上してきた際、どのような自然の実在性が生み出され、それとどのような要素と連関することで、広く受け入れられるような環境の概念が形成されたのか。そして、特定の環境概念が社会的に支持されていくプロセスで人々はどのような主体と実践が重要と考えるようになったのか。これらの問いには先ほど指摘した環境の主体化の問題も関わっている。何らかの環境問題が社会的問題として提起されているとき、そこで何とどのように結びついて環境概念が生み出されているのか。そしてその環境概念はいかなる権力関係を作動させるのか。この点の解明が課題として残されている。